

議案第 5 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (1) 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）第6条第1号
- (2) 川崎市障害者施策審議会条例（昭和46年川崎市条例第67号）第2条第2号
- (3) 川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和57年川崎市条例第15号）第3条第3号

- (4) 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）第4条第3項、第48条第3項及び第50条第1項
- (5) 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）第4条第3項、第5条第4項、第24条、第45条第3項、第47条第1項及び第54条第4項
- (6) 川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第72号）第1条
- (7) 川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第73号）第1条
(川崎市社会福祉審議会条例の一部改正)

第2条 川崎市社会福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表指定自立支援医療機関審査部会の項中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第2号」を「第1条の2第2号」に改める。

(川崎市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第3条 川崎市障害者自立支援法施行条例（平成18年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律」に改める。

(川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条第3号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第1項第5号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

(川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第6条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人

員、設備及び運営に関する基準」に改める。

(川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第9条第1項第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第11条第1項第2号イ(ア)a中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第5条第1項第1号イ(ア)a中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第15条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事

業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第23条第3項第3号ア中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。